

神奈川県職員の退職管理に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び職員の退職管理に関する条例（平成28年神奈川県条例第19号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(キャリアバンクの整備)

第2条 県は、県を退職した職員の再就職の公平性、透明性を確保し、ひいては、職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼を確保するとともに、県を退職した職員が長年培った知識や経験を活用できるよう再就職を支援するため、県を退職した職員の人材情報と団体等（営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。）及び営利企業以外の法人その他の団体をいう。以下同じ。）からの求人情報を集約して双方に提供する神奈川県退職者キャリアバンク（以下「キャリアバンク」という。）を整備するものとする。

(他の役職員についての依頼等の規制)

第3条 職員（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の2に規定する特定地方警務官を含む。以下この条及び第5条において同じ。）は、他の職員又は県を退職した職員を団体等若しくはその子法人（法第38条の2第1項に規定する子法人をいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該団体等に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該職員又は県を退職した職員に関する情報を提供し、又は当該地位に関する情報の提供を依頼すること
- (2) 当該職員又は県を退職した職員を、当該団体等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は依頼すること

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には適用しない。

- (1) キャリアバンクの職務として行う場合
- (2) 退職派遣者（公益的法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第2項に規定する退職派遣者をいう。以下同じ。）に関する職務として行う場合
- (3) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて地方公務員、国家公務員又は法第38条の2第1項に規定する退職手当通算法人の職員（以下「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となる職員に関する職務として行う場合
- (4) 法第3条第3項に規定する特別職に属する地方公務員となる職員又は県を退職した職員に関する職務として行う場合
- (5) 離職後に再度、県に採用又は臨時的任用される職員又は県を退職した職員に関する職務として行う場合

(在職中の求職の規制)

第4条 意思決定の権限を実質的に有する職（神奈川県事務決裁規程（昭和35年神奈川県訓令

第17号) 第2条第31号に規定するグループリーダー等の職及びこれに相当する職並びに当該職より上位の職をいう。以下同じ。) に就いている職員は、団体等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、当該団体等に対し、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束(以下「求職」という。) してはならない。

2 前項の規定は、次に各号に掲げる場合には適用しない。

- (1) キャリアバンクから紹介された団体等に対して行う場合
- (2) 一般に募集され、その応募者が公正かつ適正な手続により選考される場合において、当該応募者になろうとする場合
- (3) 職員が営利企業等(法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。) を経営する親族からの要請に応じ、当該営利企業等又はその子法人の地位に就く場合
- (4) 退職派遣者となる予定の職員が、派遣予定先の営利企業等に対して行う場合
- (5) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて地方公務員等となるため退職し、引き続き地方公務員等となるために行う場合
- (6) 法第3条第3項に規定する特別職に属する地方公務員となるために行う場合
- (7) 離職後に再度、県に採用又は臨時的任用されるために行う場合

(密接な関係のあった営利企業等への求職の自粛)

第5条 意思決定の権限を実質的に有する職より下位の職に就いている職員は、離職前5年間に在職していた職と密接な関係にあった営利企業等への求職を自粛するものとする。

2 県を退職した職員は、離職後2年間は、離職前5年間に在職していた職と密接な関係にあった営利企業等への求職を自粛するものとする。

(再就職状況の公表の時期)

第6条 知事は、条例第4条第2項の規定に基づき、前年7月1日から当該年6月末日までの再就職の状況について、8月末日までに公表するものとする。ただし、当該年7月1日から公表の日までに知事に対し条例第3条の規定に基づく届出又は同第4条の規定に基づく報告のあったものについても、可能な限り公表するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県退職者の再就職に関する取扱要綱(以下「旧要綱」という。) は廃止する。ただし、この要綱施行前に再就職した者については、旧要綱第3及び第5の規定はなお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月20日から施行する。